

## 業務仕様書

### 1 役務の名称

納税広報ポスターの交通機関への掲出業務

### 2 役務の内容

札幌市税制課で用意するポスター(B3判横)について、下記のとおり掲出する。

掲出媒体	掲出方法	1回当たりの枚数	回数	計
札幌市営地下鉄(全路線)	まど上B3 ポスターシングル	440 枚	6 回	2,640 枚
札幌市営路面電車	まど上B3 ポスターシングル	35 枚	6 回	210 枚
合 計				2,850 枚

### 3 ポスターの掲出期間

回数	納期限周知税目	掲出期間	日数	備考
1	固定資産税第2期	令和2年 7月 18日 ～ 令和2年 7月 31日	14 日	
2	市・道民税第2期	令和2年 8月 18日 ～ 令和2年 8月 31日	14 日	
3	固定資産税第3期	令和2年 9月 17日 ～ 令和2年 9月 30日	14 日	
4	市・道民税第3期	令和2年 10月 20日 ～ 令和2年 11月 2日	14 日	
5	固定資産税第4期	令和2年 12月 15日 ～ 令和3年 1月 4日	21 日	
6	市・道民税第4期	令和3年 1月 19日 ～ 令和3年 2月 1日	14 日	
合 計			91 日	

### 4 完了届の提出

毎回の業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

また、掲出したポスターの状況は、掲出媒体毎に正面から撮影した写真及び掲出確認書により、業務終了後10日以内に税制課へ報告すること。

### 5 その他

- (1) 契約締結後、札幌市交通局広告事務取扱規程に基づき、札幌市税制課が行う予定の広告料金減免申請について、札幌市が作成する申請書を交通局に提出すること。
- (2) その他、掲出に必要な各種手続きを行うこと。
- (3) 疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。

### 6 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局税政部税制課審査・企画担当係 松崎

TEL 011-211-2282